

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		部課等名 福祉部 地域福祉課	番号 6
許認可等の内容		社会福祉法人の吸収合併の認可について	
根拠法令及び条項		社会福祉法第50条第3項	
審査基準	関係条項	社会福祉法第32条並びに社会福祉法施行規則第2条及び第6条	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>社会福祉法人の吸収合併の認可については、以下の基準による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「社会福祉法人の認可について」(平成12年障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号 厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知) ・「社会福祉法人の認可について」(平成12年障企第59号・社援企第35号・老計第52号・児企第33号 厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知) 	
	参考事項		
	設定等年月日	平成25年 4月 1日設定 (年 月 日最終変更)	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数25日 (休日は含まない。)	
	設定等年月日	平成25年 4月 1日設定 (年 月 日最終変更)	